

福島県教育委員会平成26年5月定例会会議抄録

1 日 時	平成26年5月16日(金) 午後1時30分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出席委員	小野委員長、1番 高橋委員、2番 境野委員、3番 蜂須賀委員、4番 佐藤委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時30分、委員長から5月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、蜂須賀委員、佐藤委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第1号から議案第3号は、福島県立高等学校学則、福島県立会津学鳳中学校学則及び福島県立特別支援学校学則の一部を改正しようとするもの。
	議案第4号は、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正しようとするもの。
	議案第5号は、福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例案について諮るもの。
	議案第6号は、福島県立博物館運営協議会委員の任免について諮るもの。
	議案第7号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。
	報告第1号は、平成27年度使用教科用図書の採択等に関する答申について報告するもの。

<p>(6) 会議の非公開</p> <p>(7) 議案審議 議案第1号 ～ 議案第3号</p>	<p>報告第2号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>報告第3号は、元県立高等学校教諭による懲戒処分取消等請求事件の内容について報告するもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第4号から議案第7号、報告第2号及び報告第3号について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p> <p>福島県立高等学校学則の一部を改正する規則（議案第1号）及び福島県立会津学鳳中学校学則の一部を改正する規則（議案第2号）について高校教育課長より、福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（議案第3号）について特別支援教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委員：校長は大変になると思う。年間を通して毎週土曜日に授業を行おうとすれば、全て届出が必要になる。事務的な煩雑さは出てくるのか。</p> <p>高校教育課長：平成14年度から完全学校週5日制が実施されたが、それ以前に、隔週で土曜授業を実施するという期間が移行期間として定められていた。そうしたことを踏まえ、実施に当たっては児童・生徒の負担を考慮し、月2回を上限とする旨の運用通知を出す考えである。事務手続については、その都度届け出することも可能であるし、年間行事計画で土曜日等に授業が計画されている場合には、一括での届出も可能とする。</p> <p>委員：校長の一存で実施できることとし、届出を不要とすることに問題はあるのか。</p>
---	--

高校教育課長：実施するかどうかは校長の裁量で判断することになるが、県教委としても実施状況や職員の勤務の振替について把握する必要があるので、届出をしてもらうものである。

教育長：県教委としては、週5日制の趣旨を踏まえ、やたらに土曜日等に授業を実施することのないよう指導していく考えである。必要に応じて実施するということで、それほど回数も多くならないので、事務手続もそれほど煩雑にはならないと思う。現在のところ、土曜日等に授業を実施するという市町村は4つしかなく、大部分の市町村は様々な条件が整わないと難しいと考えている。また、土曜日等に授業を実施すれば、教員の週休日等の振替が必要になるため、毎週のように土曜日等に授業を実施すれば、教員はとても勤務ができなくなる。

委員：例えば土曜日に運動会を実施すれば月曜日は休みになると思うが、月曜日が休みになるか否かは、届出をしたか否かによるのか。

教育長：土曜日に運動会を実施して月曜日を休みにするという場合でも届出は必要となる。

委員：授業と運動会とでは取扱いが異なるのか。

教育長：教育課程上に運動会も学校行事としてあるので、それを土曜授業として行うか、振替として行うかは学校の選択である。

委員：届出をした学校は、運動会を土曜授業として行えば月曜日を休みにしないことも可能なのか。

教育長：可能である。

<p>(8) 報 告 事 項 報 告 第 1 号</p>	<p>委 員：土曜授業を実施した場合の教員の週休日の振替については、他の都道府県でも同様の取扱いなのか。</p> <p>高校教育課長：国の省令が改正されたことに伴い、土曜日等に授業を実施できることがより明確に規定されたものであり、以前から土曜授業を実施していた都道府県もある。ただ、週休日の振替の取扱いについては、全国一律である。</p> <p>平成27年度使用教科用図書採択等に関する答申について（報告第1号）、義務教育課長より説明があり、了承した。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p>
<p>(9) 前 回 会 議 録 の 承 認</p>	<p>委員長が、平成26年4月定例会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p>
<p>(10) 議 案 審 議 議 案 第 4 号</p>	<p>技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について（議案第4号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議 案 第 5 号</p>	<p>福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例案について（議案第5号）、教育庁主幹より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議 案 第 6 号</p>	<p>福島県立博物館運営協議会委員の任免について（議案第6号）、社会教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議 案 第 7 号</p>	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第7号）、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>(11) 報 告 事 項</p>	

報告第 2 号	訓告処分等について（報告第 2 号）、職員課長より説明があり、了承した。
報告第 3 号	応訴について（報告第 3 号）、職員課長より説明があり、了承した。
(12) 次 回 の 日 程	平成 2 6 年 6 月 1 3 日（金）午後 1 時 3 0 分に定例会を開会することが決定された。
(13) 閉 会	午後 2 時 3 0 分閉会となった。